⒀　仮装・馴合売買（金商法第174条）※
＊新設
課徴金額：違反行為（仮装・馴合売買）終了時までの売付け等（買付け等）の価額と違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額

⒁　現実売買による相場操縦（金商法第174条の２、旧金商法174条）
課徴金額：違反行為（現実売買による相場操縦）期間中の損益と、違反行為終了時までの売付け等（買付け等）の価額と違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額の合計額
（注１）　平成20年12月12日以後に開始される違反行為について適用。
改正前の課徴金額は、違反行為期間中の損益と、違反行為への反対売買で違反行為終了後１か月以内に行われたものによる損益の合計額。
（注２）　平成18年６月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が新たに課徴金の対象とされ、平成18年７月４日以後に開始する違反行為について適用。

⒂　違法な安定操作取引（金商法第174条の３）※　＊新設
課徴金額：違反行為（違法な安定操作取引）に係る損益と、違反行為後１月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に違反行為開始時における売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との合計額

⒃　内部者取引（金商法第175条）
課徴金額：違反に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前６か月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表後２週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額

㈱　平成20年12月12日以降に行われる行為について適用。
改正前の課徴金額は、違反に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前６か月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表日の翌日の終値に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額。
※　平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

３　課徴金調査の権限等
有価証券届出書・有価証券報告書等の開示書類の不提出及び虚偽記載に係る課徴金調査の権限は、開示検査（後述）として、金商法第26条で定められており、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、四半期報告書の提出者、半期報告書の提出者、臨時報告書の提出者、これらの書類を提出すべきであると認められる者、その他の関係者又は参考人に対し、
⑴　参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じること
⑵　その者の帳簿書類その他の物件を検査すること
ができることとされている。
公開買付開始公告の不実施及び公開買付届出書等の不提出及び虚偽記載に係る課徴金調査の権限は、金商法第27条の22第１項（第27条の22の２第２項において準用する場合を含む。）で定められており、公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者又は参考人に対し、
⑴　参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じること
⑵　その者の帳簿書類その他の物件を検査すること
ができることとされている。
大量保有報告書・変更報告書の不提出及び虚偽記載に係る課徴金調査の権限は、金商法第27条の30第１項で定められており、大量保有報告書の提出者、大量保有報告書を提出すべきであると認められる者、当該提出者の共同保有者、その他の関係者又は参考人に対し、
⑴　参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じること
⑵　その者の帳簿書類その他の物件を検査すること
ができることとされている。
特定証券情報の不提供等、特定証券情報及び発行者等情報の虚偽記載に係る課徴金調査の権限は、金商法第27条の35で定められており、特定情報（特定証券等情報又は発行者等情報）を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべき発行者、当該特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者又は参考人に対し、
⑴　参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じること
⑵　その者の帳簿書類その他の物件を検査すること
ができることとされている。
風説の流布・偽計、相場操縦及び内部者取引の不公正取引に係る課徴金調査の権限は、金商法第177条で定められており、
⑴　事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
⑵　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること
ができることとされている。

４　開示検査
金商法においては、開示の適正性の確保を通じて公益又は投資者保護を図るため、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告、資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う（以下「開示検査」という。）ことができるとされている。
平成16年10月中旬以降、証取法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明したことから、開示検査の権限については、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた有価証券報告書等の審査体制の強化策として、平成17年７月より、内閣総理大臣及び金融庁長官から、証券監視委に委任されている。
開示検査の具体的な権限は、以下のとおりである。

⑴　有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、内部統制報告書の提出者、四半期報告書の提出者、半期報告書の提出者、臨時報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、これらの書類を提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第26条（同法第27条において準用する場合を含む。））
⑵　公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の22第１項（同法第27条の22の２第２項において準用する場合を含む。））
⑶　意見表明報告書の提出者、意見表明報告書を提出すべきであると認められる者、これらの関係者又は参考人に対する意見徴取及び検査権限（金商法第27条の22第２項）
⑷　大量保有報告書の提出者、大量保有報告書を提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の30第１項）
⑸　大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の30第２項）
⑹　特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の35）
⑺　監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限（金商法第193条の２第６項）
（注１）　なお、以下の権限については証券監視委に委任されていない。
・　有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第38条の２第１項第１号及び第２号）